

毎週火 金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示
道路の区域の変更
道路の供用開始
道路の区域の決定

目次

告示

鳥取県告示第五百五十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同条同項の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課に備え置いて、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。
昭和三十八年十月二十六日
鳥取県知事 石 破 二期

道路の種別	路線名	区	間		区分		敷地の巾 メートル	延 メートル
			新	旧	新	旧		
国一 道級	二十九号線	八頭郡八東町大字富枝字下土居屋敷二六の先	新	旧	五、七〇	四、七五	八〇、〇	
"	"	字下向土居四四六の先	新	旧	五、七〇	五、五〇	八〇、〇	
"	"	八頭郡若桜町大字若桜字馬橋一、二六〇の四の先	新	旧	五、四〇	五、四〇	七二、〇	
"	"	字八石一、二八三の五の先	新	旧	五、八〇	五、八〇	七二、〇	
"	五十三号線	八頭郡用ケ瀬町大字川中上河原道ノ下モ一三三の先	新	旧	六、〇〇	七、〇〇	七六〇、〇	
"	"	字背戸山七五〇の一の先	新	旧	六、一〇	七、〇〇	七六〇、〇	
"	"	八頭郡用ケ瀬町大字古用ケ瀬鉄道用地先	新	旧	九、五〇	七、〇〇	五八〇、〇	
"	"	字高垣八六の四の先	新	旧	九、五〇	七、〇〇	五八〇、〇	

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
安蔵徳尾線	"	"	高路古海線	"	長谷鳥取線	福部鳥取線	小鹿溪線	"	"
鳥取市小原字前河原六六八の先	鳥取市古海字西中田の二、三八五の一の先	鳥取市本高下モ谷七九の二の先	鳥取市北村字花色八四の一の先	鳥取市服部字津浪道西の一の先	鳥取市長谷字下モ土手下タ九四の先	岩美郡福部村下前田三六の一の先	東伯郡三朝町大字高橋字家廻二二〇の一の先	東伯郡羽合町大字上浅津字一の宮本三六の三の先	東伯郡羽合町大字上浅津字一の宮本三六の三の先
六五七の先	字三本松の四〇九の二の先	"	菖蒲字高畑一一九の一の先	"	九三の先	上前田七の先	二四九の先	字雨滝土一〇五の一の先	三〇〇の一の先
まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで	から
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
六八八	三六七	五〇八	五〇八	四六八	四六八	七〇〇	七〇〇	六四七	三三七
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二二六	二二六	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四四〇	四四〇	五八〇	五八〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
東郷湖線	福部市山線	"	"	"	"	"	"	多里伯太線	"
東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本六の二の先	米子市諏訪六三六の先	日野郡日南町笠木字竹外山三、〇一〇の先	日野郡日南町萩原字大峠山二四〇の二の先	日野郡日南町狩屋原字板橋山一、一六三の一の先	日野郡日南町狩屋原字下モ長塚尻下モ一、〇四〇三の先	日野郡日南町狩屋原字熊塔山八二五の一の先	日野郡日南町狩屋原字良貞開七九五の三の先	日野郡日南町豊栄字福神道下タ六九一の先	日野郡日南町豊栄字福神道下タ六九一の先
三〇〇の一の先	六二二の先	"	"	"	字熊塔山八二五の一の先	"	"	字福神六九〇の一の先	字福神六九〇の一の先
まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで	から
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
七三〇	六〇〇	五〇九	二〇三	四〇〇	二〇三	五五五	二〇〇	九一五	六五五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一九四	一九四	二七二	二七二	四四三	四四三	三三八	三三八	三〇〇	三〇〇

00352

鉢伏田畑線	岩屋谷米子線	東積赤碓停車場線	西御門停車場線	福成戸上米子線	中高妻本線
東伯郡東郷町大字川上字大連三一九の一の先	米子市下安曇字高田八七の一の先	東伯郡赤碓町大字八幡字街道の下二九六の先 二九七の一の先	八頭郡船岡町大字隼福鉄道用地の先 字岸の下二二三の先	西伯郡西伯町大字坂根字早里二二六の四の先	西伯郡大山町大字野田字戸戸二三八の一の先 字田一六九の一の先
まで	から	まで	まで	まで	まで
新	旧	新	旧	新	旧
五〇	三〇	四〇	七〇	三六	二四
一〇	六〇	八〇	一〇	四六	五七
五	〇	一	〇	〇	三
六八	六八	三六	三六	三〇	四九
〇	〇	〇	〇	〇	〇

00351

旧名和西坪線	羽田井植松線		古長杉下線		中井小河内線	米岡河原停車場線	八坂正蓮寺線	八橋停車場線
西伯郡名和町大字寺ノ前字馬場屋敷七六の四の先	西伯郡中山町大字潮音寺字岡のウゲ七三の二の先 大字石井垣字岡のウゲ四の三の先	東伯郡東伯町大字森藤字六反田三三六の先 字角田二三第一の先	東伯郡東伯町大字古長字出口の上二四二四の先 一四二の一の先	八頭郡河原町大字小河内字伴城二七九の三の先 二七九の一〇の先	八頭郡河原町大字小河内字田中二三〇の一の先 字石田二二一の一の先	八頭郡家町大字米岡字萩原五九一の二の先 字五反田三四〇の先	鳥取市八坂字玉津河原六七の一の先	東伯郡東伯町大字八橋字御城の東九三三の八の先 九三四の三の先
まで	から	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
四六	三五	七〇	二八	四九	六一	六〇	二〇	五九
七	五	二	五	六	七	三	一	七
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一七	一七	七二	七二	二〇	三〇	四〇	二二	三七
〇	〇	〇	〇	〇	〇	九	〇	五

鳥取県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同条同項の規定により告示する。

その関係図面は鳥取県土木部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。
昭和三十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	敷地の巾員	延
二級国道	岡山松江線	日野郡溝口町大字溝口字沢田五二一の先	から	〇、〇メートル	一、〇二一、〇〇メートル
県道	伯太岸本線	西伯郡西伯町大字北方字岩ノ前一四八の先の先	から	四、五メートル	六七一、〇〇メートル
"	網代港線	岩美郡岩美町大字向山一三九の先	から	一、八五メートル	七三、五〇メートル
"	岩美停車場線	東伯郡東郷町大字門田字前田二八八の先	から	七、七〇メートル	三五、〇〇メートル
"	長和田羽合線	東伯郡東郷町大字長江字西沢六四九の先	から	七、七〇メートル	三五、〇〇メートル
"	大滝白水線	日野郡溝口町大字大滝字平三二二の先	から	六、六〇メートル	五九七、〇〇メートル
"	一本松覚寺線	鳥取市覚寺字土居の前三七〇の先	から	六、六〇メートル	一四三、〇〇メートル
"	奥谷正蓮寺線	鳥取市東今在家字三段長一七二の先の先	まで	八、五メートル	二五一、五〇メートル

古杉長下線	東伯郡東伯町大字古長字出口の上	から
"	東伯郡東伯町大字森藤字大反田	から
羽田井松線	西伯郡中山町大字潮音寺字岡の角田	から
旧名和坪線	西伯郡名和町大字石井垣字岡の角田	から
西高木線	西伯郡名和町大字寺の前字馬場屋敷	から
中妻高木線	西伯郡大山町大字野田字洞戸	から
福成戸上線	西伯郡西伯町大字坂根字早里	から
西御門車線	八頭郡船岡町大字車福鉄道用地	から
末積赤碓停車場線	東伯郡赤碓町大字八幡字街道の下	から
岩屋谷子線	米子市安曇字高田	から
鉢田伏畑線	東伯郡東郷町大字川上字大連	から